

獣医療法第5条第2項に定める管理者が遵守すべき事項

1 診療施設の管理者の遵守事項（獣医療法施行規則第3条）

- (1) 診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりです（規則第3条第1項）
 - ① 飼育動物を収容する設備（収容設備）には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと
 - ② 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと
 - ③ 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること
 - ④ 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること
 - ⑤ 覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること
 - ⑥ 常に清潔を保つこと
 - ⑦ 採光、照明及び換気を適切に行うこと
 - ⑧ 放射線に関し遵守すべき事項は、省令第7条から第20条までに定めるところによること
- (2) 診療施設の管理者は、(1)に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない（規則第3条第2項）
- (3) 診療施設の管理者は、省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする（規則第3条第3項）
- (4) 診療施設の開設者は、(3)により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする（規則第3条第4項）

2 往診診療専門の管理者の遵守事項（獣医療法第7条、獣医療法施行規則第3条～第5条）

（往診診療者等）

診療用機器等（覚醒剤原料、麻薬、向精神薬、エックス線装置）を管理する者（管理者）が、その診療用機器等につき遵守すべき事項については以下のとおりです

- (1) 覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること
- (2) 放射線に関し遵守すべき事項は、省令第7条から第20条までに定めるところによること

（参考）その他遵守しなければならない関係法令

開設者、管理者、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者は、獣医師法、獣医療法以外にも、様々な法令を遵守する必要があります。主な法令は次のとおりです。業務の参考として下さい。

なお、各法令に関するご質問・不明点等は、それぞれの法令を所管する部署にお問い合わせ下さい。

- (1) 覚醒剤取締法
 - (2) 麻薬及び向精神薬取締法
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）
 - (4) 毒物及び劇物取締法
 - (5) 労働安全衛生法
 - (6) 狂犬病予防法
 - (7) 動物の愛護及び管理に関する法律（動愛法）
 - (8) 愛玩動物看護師法
 - (9) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）
 - (10) 家畜伝染病予防法
 - (11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
 - (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 等